

令和7年度税制改正(県税関係)のあらまし

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応〔令和8年1月1日施行〕

◎ 個人住民税

個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																								
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	＜最低保障額＞ 改正前：55万円 → 改正後：65万円																								
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	＜給与収入200万円相当以下の場合＞ 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が遡減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円)																								
③大学生年代の子等 (学費控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																								
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円																								
非課税ライン (単身者の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額等</td><td>45万円(変更なし)</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円 +10万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>100万円</td><td>110万円</td></tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	基本額等	45万円(変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	65万円 +10万円	計	100万円	110万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td><td>48万円</td><td>95万円 +47万円</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円 +10万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>103万円</td><td>160万円</td></tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	基礎控除	48万円	95万円 +47万円	給与所得控除	55万円	65万円 +10万円	計	103万円	160万円
	改正前	改正後																								
基本額等	45万円(変更なし)	45万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 +10万円																								
計	100万円	110万円																								
	改正前	改正後																								
基礎控除	48万円	95万円 +47万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 +10万円																								
計	103万円	160万円																								

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

2 地方創生や活力ある地域経済の実現〔令和7年4月1日施行〕

◎ 企業版ふるさと納税の延長(法人住民税・事業税)〔令和7年4月1日施行〕

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果(法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割)を維持した上、適用期限を3年延長

3 安心安全な地域社会の実現〔令和7年4月1日施行〕

◎ 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長(不動産取得税)

- 災害ハザードエリアからの移転によって取得した住宅・施設又はその用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

4 車体課税〔令和7年4月1日施行〕

◎ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長（自動車税環境性能割）

- 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

5 納税環境整備〔令和9年4月1日施行〕

◎ 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

- 地方税関係通知のうち、自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することを可能とする。

6 地方のたばこ税〔令和8年4月1日施行〕

◎ たばこ税の見直し

- 加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。